

旭川市科学館展示製作設置業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市科学館展示製作設置業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

旭川市科学館の展示物のうち、最新のロボット技術を学ぶことを目的に設置された「ロボットサッカー」について、設置から10年が経過し、もはや最新の技術とは言えなくなったこと、また、機器の老朽化により使用に支障をきたしていることから、これに代えて、近い将来私たちの社会生活を変革する最新の技術について取り扱った展示を製作、設置する。このことで、最新の技術の展示普及を行い、施設及び常設展示の魅力向上を図ることを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名

旭川市科学館展示製作設置業務

2 業務内容

別紙 旭川市科学館展示製作設置業務公募型プロポーザル仕様書案（以下「仕様書案」という。）のとおりに

3 履行期間

契約締結日（令和5年4月を予定）から令和6年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は30,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があつた場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

第3 契約担当部局

〒078-8391 旭川市宮前1条3丁目3番32号

旭川市教育委員会 社会教育部 旭川市科学館

電話 0166-31-3186

FAX 0166-31-3310

e-mail kagakukan@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市の競争入札参加資格を有していること。ただし、当該資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。
 - ア 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの
 - イ 個人にあつては身分証明書 ※3か月以内のもの
 - ウ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表，損益計算書）※直近1事業年度分
 - エ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税，消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定，民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 平成29年4月1日以降に、博物館もしくは博物館相当施設において、展示面積100平方メートル以上の展示設計または展示製作を受注し、遂行した実績があること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類 各1部

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

旭川市の競争入札参加資格がない者は、次の書類を様式第2号に添付すること。

- (ア) 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの
- (イ) 個人にあつては身分証明書 ※3か月以内のもの
- (ウ) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表，損益計算書）※直近1事業年度分
- (エ) 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税，消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの

ウ 会社概要書（様式第3号）及び添付書類

(2) 提出期限 令和5年2月15日（水）午後5時30分

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法

持参，郵送若しくは電子メールによること。（電子メールによる場合には，事前に電話連絡すること。）

郵送の場合も，提出期間に必着とする。なお，旭川市科学館の業務時間は，旭川市科学館条例施行規則（平成17年旭川市教育委員会規則第4号）第3条に規定する休館日（以下，「休館日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までである。

(5) 提出書類作成時の留意事項

参加表明書の提出後，参加資格要件の確認のために必要な書類等の追加提出を求めることがある。また，提出された書類等は返還しない。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い，令和5年2月17日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に，企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては，参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては，参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は，その理由について，次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和5年2月24日（金）までの休館日を除く，午前9時から午後5時30分まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参，郵送若しくは電子メールによること。（電子メールによる場合には，事前に電話連絡すること。）郵送の場合は，提出期間に必着とする。

(3) 市長は，(2)の説明を求められたときは，令和5年2月26日（日）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 現地確認

企画提案書の作成等にあたり，次のとおり常設展示室の現地確認を実施する。

ただし，この現地確認によらず，各自において随時，常設展示室内の現状確認を行うことは差し支えない。

(1) 現地確認の日時及び場所

令和5年2月1日（水）及び令和5年2月2日（木）午前10時から午後4時までの間において，希望者ごとに当方が指定した時間（おおむね1時間）

(2) 現地確認の申込

令和5年1月27日（金）午後5時までに，電話で参加の意思を連絡すること。

(3) 現地確認は，展示物設置予定場所の現況を確認するために実施するものとする。その場では質問は一切受け付けないので，所定の質問書を提出すること。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、仕様書案の内容を十分に理解し、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。ただし、仕様書案は、旭川市が要求する最低限度の水準であり、その業務を遂行できることはもちろんのこと、仕様書の内容を上回る内容の提案を行うこと。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案し、説明すること。

(1) 本業務に関する基本的な考え方

- ・ 10年後の社会はどうなって、どのような技術が支えていると考えるか
- ・ 本展示のテーマをどうとらえ、どのようなもので見せていくのか
- ・ 展示を通じ、子供たちの未来をどのように切り拓いていくことができるか

(2) 具体的な展示内容及び展示方法

- ・ 展示の全体構成及びデザイン
- ・ 個々の展示物のデザイン、機能と来館者の利用イメージ
- ・ 展示に職員を配置する必要がある場合には、その人数、配置が必要な時間等

(3) 業務実施体制

- ・ 業務を遂行する人員体制
- ・ 業務スケジュール

(4) 必要経費

- ・ 本業務の遂行に当たり必要な経費の費用積算内訳
- ・ ランニングコスト（保守、整備、サービス使用等に係る費用を含む）について、その金額（設置次年度以降5年間について、各年度ごと）及び説明。なお、第2の4で示した本業務にかかる予算には、このランニングコストは含まない。

(5) 事業実績について

- ・ 平成29年4月1日以降に、博物館若しくは博物館相当施設において履行した、展示面積100平方メートル以上の展示設計又は展示製作の実績（事業履行実績調書（様式第5号）により説明すること）

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式第4号）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案の詳細（任意様式）
- (2) 事業費等積算内訳（任意様式）
- (3) 事業履行実績調書（様式第5号）

3 記入上の注意事項

- (1) A4判、両面印刷とし、ページには通し番号を付すこと。
- (2) 企画提案書の提出期限後の訂正・追加・差替等は認めない。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和5年3月7日（火）午後5時30分
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (4) 提出部数
正本1部、副本8部の合計9部を提出すること。
副本は会社名が特定されるような情報（名称、ロゴマーク）等を削除するか、伏せ字、マスキングして作成すること。

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式第6号）
 - イ 提出期間 令和5年1月19日（木）から令和5年3月5日（日）午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市科学館展示製作設置業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止する。

ウ 提出された企画提案書を拡大表示するため、又は提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用スライド等を表示するためのプロジェクタ又は液晶モニタを会場に用意する。この使用は任意とする。表示に使用するPCは提案者が持ち込むものとし、接続方法は企画提案書提出要請時に併せて通知する。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 本業務に関する基本的な考え方
- (2) 具体的な展示内容及び展示方法
- (3) 業務実施体制
- (4) 必要経費
- (5) 事業実績

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点を算出し、その結果を加算した合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

この平均点の算出については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、合計点が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 合計点数
 - ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
 - エ 受託候補者とならなかつた者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 (1)の通知があつた日の翌日から起算して7日以内（休館日を除く）、午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は電子メールによること。（電子メールによる場合は事前に電話連絡すること。）
- (3) 市長は、(2)の説明を求められた日から7日以内に、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第9のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 後払いとする。

第12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年2月15日（水）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和5年2月17日（金）
現地確認の申出	令和5年1月27日（金）午後5時まで
現地確認	令和5年2月1日（水）、令和5年2月2日（木）
質疑応答書の提出	令和5年3月5日（日）午後5時まで
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和5年3月7日（火）まで
ヒアリング	令和5年3月中旬 予定 場所：旭川市役所
企画提案書審査結果の通知	令和5年3月中旬 予定
契約締結	令和5年4月上旬 予定

参加表明書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

業務名 旭川市科学館展示製作設置業務

令和5年1月19日に公募のあった上記業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、次の書類を添えて申し込みます。

添付書類の名称	提出の有無
様式第2号 誓約書	有 ・ 無
様式第2号添付 参加資格要件(1)ただし書きに掲げる添付書類一式 ※旭川市の競争入札参加資格がない者に限る	有 ・ 無
様式第3号 会社概要書	有 ・ 無

旭川市受付印

申請担当者
所属・役職・氏名
電話番号
電子メール

※この連絡先は、以後旭川市からの連絡に必要となりますので、間違いのないよう記入してください。

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

旭川市科学館展示製作設置業務プロポーザルへの参加に当たり、次の参加資格要件をすべて満たしていること、及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないこと、添付書類が写しである場合は原本と相違ないものであることを誓約します。

参加資格要件
(1) 旭川市の競争入札参加資格を有していること。 ※ただし、当該資格を有さない場合には次の書類を添付して提出すること。 ア 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの イ 個人にあつては身分証明書 ※3か月以内のもの ウ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分 エ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
(5) 平成29年4月1日以降に、博物館若しくは博物館相当施設において、展示面積100平方メートル以上の展示設計又は展示制作を受注し、遂行した実績があること。

会社概要書

商号又は名称	
代表者氏名	
本店所在地	
設立年月日	
資本金	
事業所数 (うち道内の事業所数)	
従業員数	
事業内容	
資格等取得状況 (※1)	
平成29年4月1日以降に、博物館若しくは博物館相当施設において、展示面積100平方メートル以上の展示設計または展示制作を受注し、遂行した実績 (※2)	

※1 資格投得手得状況については、本業務に関し貴社が保有する資格・認証等（建設業の許可、プライバシーマーク等）の名称及び免許・認証登録番号を記入してください。

※2 業務の契約書または落成検査合格証の写し等（博物館もしくは博物館相当施設の名称の記載がある部分を含むもので、展示面積がわかるもの）を添付すること。また、この業務について実績を紹介するウェブページがある場合には、あわせてそのURLを記載すること。

企画提案書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

提出者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

業務名 旭川市科学館展示製作設置業務

標記業務について、次の書類を添えて申し込みます。
なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企画提案の詳細 (任意様式)
- 2 事業費等積算内訳 (任意様式)
- 3 業務履行実績調書 (様式第5号)

旭川市受付印

この企画提案書の提出に係る担当者

商号又は名称
所属・役職・氏名
電話番号
電子メール

(様式第5号)

業務履行実績調書

発注者名	
業務名称	
履行期間	
展示面積	
契約金額	
業務概要	
	(URL)

発注者名	
業務名称	
履行期間	
展示面積	
契約金額	
業務概要	
	(URL)

(注意事項)

- ※ 平成29年4月1日以降に、博物館もしくは博物館相当施設において、展示面積100平方メートル以上の展示設計または展示制作を履行した実績を記入すること。
- ※ 本調書は、1枚に実績2件まで記載できるものとし、5枚(実績10件)まで提出してよい。
- ※ 「業務概要」には、業務の概要を記すほか、設計または制作した展示物の発注者のウェブページで、当該展示が紹介されているページがある場合には、併せてそのURLを記載すること。(自社の事例紹介のページは記載しないこと。)

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市長

質問者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

質問担当者氏名

※ 質問者に係る情報は回答時には公表しません。

質問年月日

令和 年 月 日

業務名	旭川市科学館展示製作設置業務	
質 疑 事 項		回 答 事 項
		/

旭川市科学館展示製作設置業務プロポーザル 評価基準

審査項目		評価基準	配点
1	本業務に関する基本的な考え方	展示のコンセプト、展示製作で重視する点を理解して提案しているか。	15
2	具体的な展示内容及び展示方法	展示の全体構成及びデザインは、表現しようとする内容に対し、的確で十分な効果が得られる内容、方法であるか。	15
		仕様書案に掲げる内容のうち、提案は必須としている内容について具体的な提案がなされていて、展示目的を的確に捉えた内容となっているか。	10
		利用者にとって体験的、双方向性の高い展示となっているか。また、世代を超えて楽しむことができる展示であるか。	10
		仕様書案に掲げる内容のうち、提案は任意としている内容について具体的な提案がなされていて、展示目的を的確に捉えた内容となっているか。	10
		利用者が展示に触れることを通じ、自分が未来にやりたい仕事、なりたい姿を発見できるような、内容の工夫がみられるか。	10
		展示内容のアップデートや差換ができるような機能があるか。	5
		限られた展示面積（ロボットサッカー跡地）を十分に生かした提案がなされているか。	5
3	業務実施体制	業務を遂行する人員体制が具体的に整理され、実施体制図及び各要員の役割分担が具体的に示されているか。	5
		業務スケジュールは、履行期間内に目的の業務を完了するために過不足のない内容となっているか。	5
4	必要経費	事業経費の積算は、適切であるか。	5
		ランニングコスト（金銭的、人的）の負担が大きくないか。	10
5	事業実績	同様の展示設計・製作業務の事業実績を有しているか。	5
合計点			110